

## 1. 教育の責任

- 法学を専攻しない学生に対する法教育

## 2. 教育の理念

- 各自の専攻分野と並行して、関連する能力を身につける機会を提供する。
  - ・権利擁護のための地域連携（地域マネジメント）
  - ・著作権の理論と危機管理（情報・コンピュータ、メディア・社会学）
  - ・裁判外紛争当事者のためのカウンセリング（心理学）
  - ・権利義務、契約、許認可申請の仕組みと実務（各種ビジネス分野）
  - ・その他、法律系資格取得、公務員試験を受験するための学び
- 法律実務家である現役の行政書士として活動しながら、生きた教材を提供する。

## 3. 教育の方法

- 教育の目的と目標
  - ・スライドなどの視覚資料を充実させ、授業終了後に（復習や欠席者のために）ダウンロードできるように提供する。
  - ・実生活にも役立てられるよう、具体的な事例を多く示す。
  - ・社会の中で生きる「市民」としての自覚を促す。
  - ・法学の学びを通して、社会の出来事に興味を持ち、他人からの質問にも論理的に説明できる学生の育成を目指す。
- 教育実践
  - ・基本的な事項は伝統的な講義を、スライド等の視覚資料を用いて進める。
  - ・ふだん「当たり前」だと思っていることについて、あらためて考えなおすための演習課題を与える。
  - ・授業の最後には、その日に学んだことを確認するために正誤式のクイズを提供・解説する。
  - ・毎回、授業後（時間外）の課題を el-Campus 経由で提供し、学習内容の確認と、自身の考えを認識させる。
  - ・同業である行政書士を授業に招聘し、法律手続の実務や、資格取得に心構えについて情報を提供する。

## 4. 教育の成果

- 専攻プログラムの科目ではないため、さまざまなタイプの学生が履修している。「法学」の履修者のうち、「民法Ⅰ～Ⅱ」さらに「行政法」へ進む学生は減少するが、残ってゆく学生は能力が高く、意欲的である。
- まだ成果は十分ではないが、法室資格取得や公務員をめざす学生は増えつつある。

## 5. 改善への努力と今後の目標

- 授業時間外課題へのフィードバックが完全ではなく、簡単でもすべての学生に応えられるように工夫する。
- 教育と実務の両立を図り、有益かつ現実的な情報を学生に提供すべく努力を続ける。
- 学生と学校側の利害が対立する場合、学生が消費者として何ができるのかを学ばせることにより、学校側の自覚を促して教育環境の改善につなげる。

## 【添付資料】

- シラバスは HP 参照